

第7回総務産業建設常任委員会

令和7年12月15日（月）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第105号 市道の路線認定について
- (2) 議第106号 市道の路線変更について
- (3) 議第113号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- (4) 議第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- (5) 議第115号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- (6) 議第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- (7) 議第117号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について
- (8) 議第118号 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について
- (9) 議第119号 下呂市表彰条例について
- (10) 議第123号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について
- (11) 議第124号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について
- (12) 議第125号 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
- (13) 議第126号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- (14) 議第127号 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- (15) 議第128号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
- (16) 議第129号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について

出席委員（7名）

委員長	田 中 喜 登	副委員長	加 藤 久 人
委員	桂 川 いずみ	委員	田 口 琢 弥
委員	尾 里 集 務	委員	今 井 政 良
委員	中 島 達 也		

欠席委員（なし）

委員外議員

議員 下平 裕次郎
議員 大西 尚子
議員 鷺見 昌己
議員 中島 ゆき子

議員 桂川 融己
議員 高井 範和
議員 森 哲士

説明のため出席した者の職・氏名

市長 山内 登
総務部長 大前 栄樹
人事課長 今井 正典
財務課長 杉山 勝彦
観光課長 今井 寛司
農林部長 青木 秀史
建設部長 今井 伸哉
上下水道部長 今村 正直
下水道課長 谷田部 武一
消防総務課長 中田 邦博

副市長 田口 広宣
総務課長 二村 卓良
まちづくり推進部長 田谷 諭志
観光商工部長 小池 雅之
商工課長 中林 正樹
農務課長 成瀬 武晴
建設総務課長 福井 茂樹
水道課長 中島 盛彦
消防長 遠藤 丙午
予防課長 細江 康一

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田添 誠
議会総務課主査 小林 文謙

議会総務課長 加藤 冬城

○委員長（田中喜登議員）

おはようございます。お疲れさまでございます。

ただいまから第7回総務産業建設常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立しています。

なお、1番、2番、3番、4番、7番、9番、12番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

また、報道機関からの取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

本日は16の付託案件がございますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

参考までに、昨日、白川村のほうで、世界遺産の30周年記念イベントがございまして、出てまいりました。下呂も合掌村があって、大戸家がやっぱり白川でも一番最初に国の重要文化財になった。そして37年、昭和31年だそうですので、37年に下呂に移築しておりますので、これからまた白川ともいろんな形で連携をしながら、我々も合掌村を磨いていきたいなというような、そんなイメージを持ちましたし、観光の在り方についても、白川さん、またこれからいろんな方向転換も考えてみえるということで、我々も同じようなことで、また飛騨の3市1村で連携をしていかなきゃいけないなというようなことを感じましたので、また折を見て、また皆様方にも御報告ができればいいのかなというふうに思っています。

今日は総務産業建設ですので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

続きまして、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

おはようございます。

今日から3日間、付託案件の審査ということで、どうかよろしくお願ひします。

また今日は、当委員会で飛騨議長会で問題提起したんですが、外国人観光客のレンタカーによる事故が多いということで、例えば冬場でもノーマルタイヤでこちらへ来るというようなこともございまして、その辺の制度をしっかりと変えないかということ、利用に関する意見書を一応最終日、出させていただきたいということで、今日、当委員会で委員長の下でちょっと議論してまいります。

あとこの後、議会改革委員会もございますので、今日1日よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭にお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和7年第6回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第105号、議第106号の2議案、議第113号から議第119号までの7議案及び議第123号から議第129号までの7議案、合わせて16議案について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第105号 市道の路線認定について説明をお願いいたします。

○建設総務課長（福井茂樹）

議案書の25ページをお開きください。

議第105号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

番号1番の路線名は惣島名丸線で、起点、下呂市馬瀬惣島字大野垣内265番3地先から、終点、下呂馬瀬名丸字横平1669番23地先まででございます。

番号2番の路線名は下山弓掛線で、起点、下呂市馬瀬下山字梅峠528番59地先から、終点、下呂市金山町弓掛字中合802番1地先まででございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。

道路再編により、県道の一部が移譲されるため、市道の路線を認定するものでございます。

議案書の26ページをお開きください。

認定する路線の概要についてお示ししております。

路線名惣島名丸線の起終点につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

道路の幅員は、4メートルから10.4メートルで、延長は4,242.8メートルでございます。

次に、議案書の27ページをお開きください。

路線名下山弓掛線の起終点につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

道路の幅員は、2メートルから16メートルで、延長は1万421.5メートルでございます。

続きまして、委員会資料の3ページをお開きください。

3ページは、岐阜県下呂市、郡上市が計画する道路網再編計画を地図上に示したものでござい

ます。

上段の地図が現在の道路認定状況で、下段の地図が再編後の道路認定状況となっています。

今回の道路網再編計画では、馬瀬を通ります一般県道下山名丸線を主要地方道金山明宝線に統合して、現在市道として認定している2路線を県道に格上げをし、県道の一部、今回議案にあります惣島名丸線、下山弓掛線を市に移譲する道路網再編計画となっております。この道路網再編計画により、主要地方道金山明宝線は、現在、馬瀬大橋を渡って郡上市明宝へ抜けていたものが、馬瀬地域を回って郡上市明宝へ抜ける路線へと変更となります。

それでは、市道認定する2路線につきまして、現地の写真とともに説明いたしますので、委員会資料の4ページをお開きください。

まず初めに、路線名下山弓掛線の状況でございます。

資料右側の馬瀬大橋交差点の写真を御覧ください。

金山方面から来まして、交差点を直進しますと、主要地方道金山明宝線となり、交差点を左折しますと、岐阜県から移譲を受ける下山弓掛線となります。ここが認定する市道の起点でございます。終点は、資料左側、郡上市明宝に向かいますと、郡上市との市境浅谷橋の手前が終点でございます。

次に、委員会資料の5ページをお開きください。

路線名惣島名丸線の状況でございます。

資料右側の惣島地区の県道交差点の写真を御覧ください。

金山方面から来まして、交差点を右折しますと、主要地方道金山明宝線となり、現在の市道惣島線は県道へと格上げとなります。交差点を直進しますと、岐阜県から移譲を受ける惣島名丸線となります。ここが認定する市道の起点でございます。終点は、馬瀬川右岸を北上し、馬瀬振興事務所を通過し、国道257号交差点が終点でございます。

資料の左側につきましては、県道へ格上げとなる市道濃飛線の状況となります。

説明は以上です。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第105号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、議第106号 市道の路線変更について説明をお願いいたします。

○建設総務課長（福井茂樹）

議案書の28ページをお開きください。

議第106号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更する路線名は門坂4号線でございます。

起点を、下呂市小坂町門坂字栢洞上平1226番から下呂市小坂町門坂字栢洞上平1219番2に変更するものでございます。終点は、下呂市小坂町門坂字出合1064番1まででございます。令和7年11月28日提出。

提案理由でございます。

道路整備のため、市道の路線変更をするものでございます。

議案書の29ページをお開きください。

変更する路線の概要についてお示ししております。

路線名、起終点につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

道路の延長は92.6メートルから193メートルに変更するものでございます。

変更理由につきましては、現在、小坂町門坂地内の事業所まで、下呂市有地の一部を利用して進入しております。しかし、通行車両の大型化や通行量の増加に伴いまして、道路整備をする必要が生じたため、門坂4号線の起点を変更するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第106号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、以上で質疑を打ち切ります。

続きまして、議第113号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○観光課長（今井寛司）

議案書の36ページをお開きください。

議第113号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について御説明いたします。

次のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 施設の名称、下呂市フィッシングセンター水辺の館。
2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市馬瀬西村1508番地1、南飛騨馬瀬川観光協会、会長今井弘之。
3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年でございます。令和7年11月28日提出。

今回は初めて公募を実施し、応募のあった南飛騨馬瀬川観光協会が選定委員会において適格であると判断されました。

指定管理料は、当該施設の業務内容や運営に必要な経費等から上限を240万円、指定管理期間

は3年間となっております。

当協会につきましては、平成27年度から現在に至るまで指定管理を受託いただいております、下呂市の体験型観光の重要なスポットであることはもとより、都市住民と地域住民の交流の場として積極的な取組により、受託当時、年間1,200名程度だった利用者が3,500名程度まで増え、実績も上がっております。

過去の実績と今回の公募で提出された事業計画を踏まえ、今後3年間も同協会により引き続き施設の利用促進と質の高いサービスが提供されるものと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第113号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第113号についての質疑を打ち切ります。

それでは次は、議第114号から議第116号までの3議案については関連しますので、一括で審議を行います。

議第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、議第115号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、議第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、以上3議案について一括で説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

おはようございます。

それでは、議第114号、115号、116号につきましては、岐阜県市町村会館組合の解散手続きに係る議案となりますので、一括して説明をさせていただきます。

最初に、各議案の説明の前に、解散の経緯等について御説明をいたします。

岐阜県市町村会館組合は、地方自治法第284条の規定による一部事務組合で、昭和30年に県下の全市町村をもって組織する特別地方公共団体として設立されました。

同時に会館建物も建設され、岐阜市司町に岐阜県市長会をはじめとする市町村関係団体の事務所等として管理運営をしてきましたが、老朽化により会館は平成6年に取り壊され、同年に建設されました岐阜県県民ふれあい会館の13階を借り受け、入居費等の支払事務と軽自動車税の申告に関する事務を行っているところです。

令和7年4月1日現在で、県下42市町村が構成団体となっております。

今回、この組合を解散する目的ですが、この当該組合と併せて、岐阜県市町村職員退職手当組合という2つの事務組合の事務局が岐阜県町村会に存在しており、内容を同じくする各種例規の制定・改廃をそれぞれ異なる議会に諮って行うなど、事務効率の面で問題が生じていたことから、今回、当該組合の事務を整理し解散するものです。

手続としましては、解散時の事務の承継及び決算の調製、審査認定について、当市を含む42市町村で協議して定めるという規定を規約に加えるもので、協議書に代わる同意書により関係地方公共団体の協議を調えるというものでございます。

今回提出した議第114号では、一部事務組合の解散に伴う事務の承継については、地方自治法には規定がないことから、当該地方組合の規約に地方自治法施行令第218条の2の規定による特別の定めを追加するよう規約の改正をするに当たり、岐阜県知事の許可を受ける必要があることから、地方自治法第286条の関係地方公共団体の協議について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次の議第115号では、一部事務組合の解散に当たっては地方自治法第288条、財産処分については同法第289条の規定により、県知事への届出に関係地方公共団体の協議が必要とされ、その協議には同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を要するものとされております。

また、議第114号による改正後の会館組合の規約第12条第1項の規定、組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めるとされていることから、協議書に代わる同意書の内容について議会にお諮りをするものです。

最後の議第116号は、令和8年3月31日をもって解散する岐阜県市町村会館組合が岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正するものです。

以上が経緯となります。

それでは、各議案の説明を行いますので、議案書37ページのほうを御覧ください。

議第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由です。

岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づく特別の定めとして、事務の承継を岐阜県市町村会館組合の規約に追加することについて、関係地方公共団体での協議をするためでございます。

それでは、規約要綱で説明しますので、議案書40ページを御覧ください。

改正理由は提案理由と同じですので省略します。

2の概要です。

(1) 組合の解散に伴う事務の承継については、組合を組織する市町村がその議会の議決を得て行う協議をもって定めるとします。第12条関係です。

(2) 改正後の規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行します。附則関係です。

続きまして、議第115号を説明します。議案書41ページを御覧ください。

それでは、議第115号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について。

地方自治法第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合同規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して、次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により議会の議決を求める。令和7年11月28日。

提案理由です。

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打切り決算の審査及び認定等について、関係地方公共団体での協議をするためでございます。

それでは、その次のページの議案書42ページを御覧ください。

提案理由でも申し上げました関係地方公共団体での協議については、本来関係する地方公共団体の長の連署により協議書を作成するところですが、県下42市町村の長が一つの協議書に署名をすることは難しいことから、同一文面の同意書に代えて岐阜県知事の許可を得ることとしています。

については、以下の同意書につきまして議会にお諮りをするものです。

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書。

地方自治法第288条の規定による岐阜県市町村会館組合の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合同規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

1. 解散の期日。

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2. 解散に伴う財産処分。

(1)岐阜県県民ふれあい会館入居基金は岐阜県町村会に返還する。

(2)財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて、関係地方公共団体に分配する。

3. 解散に伴う事務の承継等。

(1)岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。

(2)軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。

(3)打切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。

(4)他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。

(5) 打切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税共同処理協議会に譲渡する。

(6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は、岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は、岐阜県町村会が承継する。

4. 職員の処遇等。次のページを御覧ください。

(1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。

(2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例第12条第2号の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。

(3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員に係る負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5. 疑義等の協議。

この同意書に定めのない事項または疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議第115号についての説明は以上でございます。

続きまして、議第116号を説明します。

議案書44ページを御覧ください。

議第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。

提案理由です。

岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体である岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日に解散予定で退職手当組合から脱退することに伴い、その脱退及び退職手当組合の規約の変更について、関係地方公共団体での協議をするためでございます。

それでは、規約要綱で説明をいたしますので、議案書は47ページを御覧ください。

改正理由です。

令和8年3月31日をもって解散する岐阜県市町村会館組合が岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退するため、当該規約の一部を改正するものでございます。

2の概要です。

(1) 別表中、岐阜県市町村会館組合を削ります。別表関係です。

(2) 改正後の規約は令和8年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第114号から議第116号の3議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、議第117号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○総務課長（二村卓良）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の48ページを御覧ください。

議第117号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。
提案理由でございます。

公告式にインターネットを通じて閲覧する方法を追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきますので、議案書の52ページを御覧ください。

改正理由は先ほどと同様でございますので、2の概要から説明をさせていただきます。

(1) 条例及び規則の公布方法並びに告示、訓令等の公表方法にインターネットによる掲示方法を追加します。

(2) 規則の公布について、市長の署名としていたものを記名押印に改め、事務の簡素化を図ります。

(3) この条例を準用している議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会については、この条例の規則の公布方法を準用して行うよう改めます。

(4) この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

(5) この条例は令和8年4月1日から施行します。

(6) 下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例第1条中第18条の公示送達の方法について、今回の改正に併せた方法に改めます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第117号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、以上で議第117号についての質疑を打ち切ります。

それでは続いて、議第118号 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○総務課長（二村卓良）

それでは、議案書の53ページを御覧ください。

議第118号 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。提案理由でございます。

第3次総合計画の効果的な推進を図るための組織再編を行うことに伴い、当該条例を改正するものでございます。

改正の内容について、議案書で順に説明をさせていただきますので、54ページを御覧ください。

議案書の54ページから57ページ中段までが、下呂市行政組織条例の一部改正についてでございます。

今回の再編に伴い、市長の権限に属する事務を分掌する内部組織を改正するもので、部の設置やその他の事務分掌などを規定しております。

なお、市長権限に属さない部署や別に設置条例や設置規則等が制定されている部署、例えば教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、上下水道事、業振興事務所、会計管理者などの設置や事務分掌は本条例には規定されておられません。

続きまして、57ページ中段の下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部改正についてでございます。

下呂振興事務所の支所として竹原支所を設置し、従来の住民票発行や証明書発行等の業務に加え、竹原、上原、中原地区の地域振興も所管することに伴い、名称と所管区域を改正するものでございます。

続きまして、57ページ下段の下呂市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございます。

こちらは課名の変更に伴い、庶務担当課を今後の組織再編に対応できるように改正するものでございます。

続きまして、58ページの下呂市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、今回の組織再編で市長部局内に文化振興課やスポーツ公園課を設置することに伴い、教育委員会の職務権限である文化振興、文化財、スポーツに関する事務を市長の権限に移管させるために行う一部改正でございます。

58ページ以降、75ページまでの附則につきましては、部名の変更や所管業務の移管など、この条例の改正に伴い影響を受ける条例を附則で改正しておるものでございます。

条例改正の説明は以上でございますが、関連事項として組織再編全般について説明をさせていただきますので、委員会資料の6ページを御覧ください。

組織再編につきましては、10月15日の議会全員協議会で同様の資料で説明しておりますので、本日はそのときから変更があった箇所について説明をさせていただきます。

まず上から2番目にある総務デジタル課ですが、課内室としてDX戦略室を設置することとい

たしました。これは、庁内業務のDX化を強力に推進するとともに、市民のデジタルリテラシーの向上も図るなど、これから官民一体となって市全体で戦略的にDXに取り組むための牽引役としての役割を前面に打ち出すために設置するものでございます。

続きまして、部で言えば上から3番目になります。市民生活部の中にある住宅対策課です。これは名称変更のみで、10月の全協の資料では市民住宅課としていたものを分かりやすく住宅対策課と変更いたしました。

次に、表の下のように振興事務所がありますけれども、全協の資料では、萩原、小坂、馬瀬の振興事務所を北部エリア、下呂振興事務所及び竹原支所を中部エリア、金山振興事務所を南部エリアとエリア分けしておりましたが、このエリア設定を削除しております。組織的には5つの振興事務所を配置し、それぞれ所長を置き、それを統括する統括振興事務所長という部長級の職員を1人置くという形になります。

北部、中部、南部のエリア分けについては、例規上の位置づけとしては今のところなくしますけれども、将来的には第三次総合計画の基本構想にある拠点づくりやコンパクトシティー化を見据えて、人事や業務の流動化などを志向しながらエリア分けを図っていくという方針に変わりはございません。

以上の3点が、10月の全協の資料からの変更点ということでございます。

なお、今回の組織再編については、広報紙やホームページ、市民メール等でお知らせし、市民の皆様が混乱しないよう周知を徹底してまいります。

説明は以上になります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

議第118号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島達也議員）

おはようございます。

第三次総合計画を推進するに当たっての行政の組織改革ということで、これに対して異論を唱えるわけではございませんが、ちょっと今回1つだけお聞きしたいのは、農林部と環境部が一緒の部になるということですが、この辺、狙いといいますか。ちょっとそこだけ、どういう意向で一緒にするのかという大きな狙いをちょっとお聞きしたいんですけど。

○市長（山内 登）

この件に関しては、20年たって、昨年、ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきました。

農務課、林務課の仕事というのはもうほぼほぼ固まっておりますし、内容的にもこれはそのままやればいいんですが、環境部の中の問題で、我々が今目指すゼロカーボンシティという問題を考えると、これは農務、林務と非常に密接な関わりがあります。ただ、部が違いますと、どうしても環境部で環境対策的なことはやっても、なかなか農林に響いていかないというところがあってですね。もちろん場所的には農林と、そして環境・環境施設は別になりますが、一つの

組織として、本当に我々がカーボンニュートラルゼロ、この地球環境に向かって連携を図っていくという意味で、この部については一つの部と。また全体的なことを言うと部が多過ぎるといふところもあって、どこかとどこか基盤整備も一緒なんですけど、ここは一つにまとめる意味では、農林と環境をまとめて、将来的な地球環境の対策を市として全力を挙げてやっていきたい、こういう趣旨でございます。以上です。

○委員（中島達也議員）

ありがとうございました。

どちらにしても、こういった新しい改革により、もう一歩でも二歩でも進んでいけるようなことを期待しておりますので、どうかよろしくをお願いします。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

今、委員外議員から発言の許可が求められましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どうぞ。

○委員外議員（中島ゆき子議員）

ただいま委員長より委員外議員の発言を許可いただきましたので、質問をさせていただきます。

初めに、まず一番上の秘書広報課ですが、こちらは部長級の職員を置くのかどうかという点が1点目です。

あと、今ほど出ておりました農林環境部ですが、場所が別々というお話が今、市長のほうから出ましたが、今までどおりの農林と環境部を別々の部署で置かれるのかということと、あと今後、クリーンセンターの新築・移転というところが大変大きな事業になってきますが、その点については、農林環境部の部長が1人でそれを担当されるのか、その3点をお願いします。

○総務課長（二村卓良）

御質問のまず1点目、秘書広報課に部長級の職員を置くかどうかということですが、人事については今後決定していくことではございますが、組織上では部長級の職員は置かないと、市長直轄の組織ということになります。

あと、農林と環境の執務場所なんですけれども、今と同様に別々の場所で執務を行うということでございます。

3点目のクリーンセンターにつきましては、農林部に部長を1人置きます。それで、次長級の職員をいずれか、農林のほうか環境のほうかになるかと思っておりますけれども、そういった形で部長級の職員と次長級の職員を置いて対応するというところでございます。以上でございます。

○委員外議員（中島ゆき子議員）

今ほどの農林環境部の説明では、こちらの部長は農林部のほうに籍を置かれるということで、対策監なのか次長級というのはどちらかにまだ決まってないという、その辺でしょうか。お願いします。

○総務部長（大前栄樹）

人事についてはまだ決まっていますが、この農林環境部の中に部長級と次長級を置くと。どちらが部長かというのは組織の中では決めていません。そのときの人事により、どちらかに部長級、どちらかに次長級の、両方とも部長級を配置をするという計画でございます。

○委員外議員（中島ゆき子議員）

ありがとうございます。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

この問題は、また私どもの委員会の所管のするところもまた変わってくるということにも関わりますし、また委員会の名前も変わるかなという可能性も秘めておりますので、また議会としてもしっかりと議論をしていかなければならないところだと思っております。

○市長（山内 登）

この組織の改編というのは、私、市長に就任してから令和2年。令和4年に大きな組織を改編しました。2年間拝見して組織を改編しました。そして今回4年たって、令和8年の改編という形になってきます。

組織というのは、同じ組織をずっと続けるというやり方もいいでしょうし、組織は定期的にある程度見直して、そしてリニューアル化していくというのも、この組織の在り方であろうかと思っています。

私の思いとしては、4年間ぐらいで組織というのは見直して、その時代、時代に合った、例えば我々昨年20周年でいろんな宣言をしました。その宣言に力を入れていく。そういうことも含めて。また、職員の意識の活性化、マンネリ化を防ぐという意味とか、いろんなことを考えながら、4年に1回ぐらいはこういう組織の改編、企業によっては毎回毎回、毎日毎日、組織を変えている。例えば京セラさんとか、いろんなやり方はあります。それも含めまして、私の方針としては、4年に1回ぐらいは、こういう組織を見直しながら組織の活性化も図っていきたくて、こういう思いでございますので、若干議会には御迷惑をかける点があるかもしれませんが、その辺は御容赦願いたいと思います。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございます。

議会のほうも心機一転ということで頑張っていきたいと思っております。

それでは、よろしいですか。

[挙手する者なし]

議第119号 下呂市表彰条例について説明をお願いいたします。

○総務課長（二村卓良）

それでは、議案書の77ページを御覧ください。

議第119号 下呂市表彰条例について説明をさせていただきます。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年11月28日提出。
提案理由でございます。

下呂市における表彰の実施に関し、特別名誉市民及び市民栄誉賞の表彰区分を新設し、表彰区分ごとに制定されている条例を統一して表彰の体系化を図るため、当該条例を制定するものでございます。

新規の条例制定となりますので、主な条文を抜粋して説明をさせていただきます。

それでは、議案書の78ページを御覧ください。

第1条は条例の目的です。

この条例は、社会文化の興隆に功績があった者や本市の発展振興に貢献し、その功労顕著な者及び善行卓絶にして市民の模範となる者の功績をたたえ、これを表彰することを目的としております。

第2条は表彰の種類の規定です。

表彰の種類は、特別名誉市民、名誉市民、功労者、功績者、善行者、市民栄誉賞、その他の表彰としております。

第3条は表彰審議会の規定です。

表彰審議会は、第2条のその他の表彰以外の全ての表彰区分で審議を行うものとしております。

第4条は特別名誉市民の規定です。

特別名誉市民は、公共の福祉の増進または学術もしくは技芸の発展に寄与し、よって社会・文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、市民が郷土の誇りとして等しく尊敬する本市に縁の深い者につき、審議会に諮り議会の同意を得て、特別名誉市民の称号を贈るとしております。

第5条は名誉市民の規定です。

名誉市民は、下呂市民として公共の福祉の増進または学術もしくは技芸の発展に寄与し、よって社会・文化の興隆に貢献し、功績が卓絶であった者につき、審議会に諮り議会の同意を得て、名誉市民の称号を贈るとしております。

この特別名誉市民と名誉市民の違いですが、まず特別名誉市民は下呂市民以外の方で広く全国的、世界的に活躍され、市民が郷土の誇りであると尊敬される方を対象としております。

例えば、外国籍の方で下呂市にゆかりのある方とか、あと下呂市の出身者で市外において世界的に活躍された方などが想定されます。

一方、名誉市民は、下呂市民であってその功績が卓絶で、広く全国的、世界的に活躍された方を対象としております。

この2つの表彰につきましては、どちらが上とか下とかいうことは関係なく、同等の榮譽であり、市民の方の最高榮譽は名誉市民であり、市民以外の方の最高榮譽が特別名誉市民という位置づけということでございます。

第6条、7条、8条の功労者、功績者、善行者の規定は現行の条例と変わりはありません。

第9条の市民栄誉賞を御覧ください。

市民栄誉賞は、産業、経済、スポーツ、文化、その他の分野において輝かしい業績があると認められる市民もしくは市民であった者または本市に縁の深い個人、団体等につき審議会に諮り、市民栄誉賞を授与することができるとしております。

市民栄誉賞については、その分野で輝かしい業績を上げられた方としており、例えて言うならオリンピックの金メダリストとか世界的コンクールの優勝者とか、そういった方が想像しやすいかと思います。

主な条文は以上でございますが、本条例の制定により、現行の下呂市名誉市民条例及び下呂市功労者等表彰条例は廃止することといたします。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第119号についての質疑を行います。

○委員（中島達也議員）

大変ありがたい条例改正というふうにしておるんですが、あとは顕彰の仕方ですね。その中身はどういった形で残していくのか。ただ認定だけで終わるのか。その辺のことを今後の検討だと思っておりますが、どのように考えてみえるか、その考え方だけ教えてください。以上です。

○総務課長（二村卓良）

顕彰の仕方につきましては、今後もし該当となる方が出てきて、審議会に諮って議会の同意を得るといようなプロセスをもし経るということになれば、その中でどういった顕彰がふさわしいのかと、その個々の方について検討してまいりたいと考えております。

○委員（中島達也議員）

ありがとうございます。

簡単なことを言えば、例えば馬瀬の振興事務所の前に大前村長の銅像があったり、こういう立派な方が見えたんだということがよく分かるんですが、仮に銅像という問題だけじゃなくて、やはり非常に交流人口の多い下呂に、やっぱりこういう方が見えたということをしつかりPRしていくのも我々の務めではないかと思っておりますので、今後その辺も含めて検討していただきたいと思います。以上です。

○市長（山内 登）

顕彰の仕方について、銅像まではちょっと今我々も全く想定はしておりませんが、例えば県でもそうですし、ほかの大きな、昔から市としてやっておるところの自治体なんかは、当然名誉市民のお写真とか、そういうものは掲げております。そして、多くの市民の方々が見られる場所に常時そういうお写真なんかを、額入りのお写真とかを出して多くの市民に見ていただいて、こういう方が見えたんだということを記憶の中に残していただく。そういうことは我々は考えています。

考えていますので、ただ場所がどこがいいのかとかというのは、これからそういう方々が出て

きて表彰させていただいたときには検討させていただきますが、写真とかそういうものはぜひとも掲載、掲示する場所を検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○委員（中島達也議員）

すみません、思いとしては、郷土の誇りといいますか、市民が胸を張ってできるような、そういう形にさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○市長（山内 登）

あと1点追加しますと、例えば20年史とか30年史、ほかの市町はそういう何十年史の中に名誉市民の経歴とか功績とか、そういうものは大体の市町は作っておりますので、我々もそういうことを本とか冊子とか、そういうものについてもしっかりと、例えば30年史を作るなら30年史、そういう中で著していきたい、残していきたいと思っていますので、お願いします。

○委員長（田中喜登議員）

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第119号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第123号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○観光課長（今井寛司）

議案書97ページを御覧ください。

議第123号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例についてです。

条例要綱で説明させていただきますので、議案書104ページを御覧ください。

改正理由は、下呂市観光交流センターの名称及び管理運営方法を変更するため、当該条例の一部を改正するものです。

概要です。

(1)施設名を湯めぐり館に改めます。第2条関係です。

本施設は、これまで下呂市観光交流センターを正式名称、湯めぐり館を愛称として使用してまいりましたが、約4年間の使用を通じて、観光客をはじめ広く市民に定着してきたことから、このたび名称を湯めぐり館に一本化することで分かりやすくし、さらなる集客と認知度向上を図ります。

(2)施設が行う事業に商工及び物産振興に関することを追加します。第4条関係です。

湯めぐり館を単なる交流拠点にとどめず、市内の優れた商工品や物産の展示、紹介、移住・定住をはじめとした情報発信の拠点と位置づけ、地域経済への貢献を強化することを目的とするものです。

(3)指定管理者に関する項目、施設の利用に関する項目を削除します。第5条から第10条関係です。

本施設は、これまで指定管理により運営しておりましたが、令和8年4月1日から市の直営に移行いたします。これにより、観光案内や休憩所などの既存機能は維持しつつ、商工や物産振興、移住・定住といった新たな事業への取組を市の責任において推進することで、波及効果をさらに高めることを目指します。

(4)この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第123号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（尾里集務議員）

今回、交流センターから湯めぐり館という名称も変わるということと、あと指定管理者に関する項目で、施設の利用に関する項目が削除ということになるわけなんですけど、今までこの施設を利用するに当たり料金とか、他の方が借りたい場合にいろんな料金等の発生があったということなんですけど、料金表があったと思うんですけど、それもなくなってしまうのか。今後そういった利用した人には無償で貸すのか、または施設を貸さないのか、その辺を教えてください。

○観光課長（今井寛司）

基本的には、貸館に関しましては行わないということになりますが、ただ市の公の施設ですので、商工会ですとか観光協会ですとか、そういった団体等が使用する分に関しては、市が直営する公共的な事業として貸出しになりますけれども、料金とかをいただくものじゃなくて貸すということですので、単なるお店屋さんが今までみたいに営業するというようなことはなくなりますけれども、想定としてはそういう感じです。

○委員（尾里集務議員）

今までも観光協会等がいろんな行事とかやった場合は、そこでやらせていただいた部分があると思うんですけど、その点は多分料金は発生しなかったと思います。

ただ、一般の営利を求める方が見えたときというのは、多分今まで料金をいただいたと思うんですけど、それはもうそういった方々には来てもらわないということの理解でよろしかったでしょうか。

○観光課長（今井寛司）

今までみたいに、馬瀬とか小坂とかの物産展とかいう物販をやるときは同様に来てもらいますけれども、単なるキッチンカーとかそういったものはないということで、同様の使い方にはなるかと思いますが、基本的には無料で行う事業で、物販を伴うものをするという考えです。使用料はいただかずに。

○委員（尾里集務議員）

今までどおりということで、ただ、今までは営利を求める観光協会とかじゃない、普通のお店の方がちょっとあそこを借りて商売したいよという人が見えたときには、料金を今までいただい

たと思うんですけども、そういった方々はもう今後は来ていただかないという御理解でよろしかったですか。

○観光課長（今井寛司）

そういうことで、はい。

○委員（田口琢弥議員）

おはようございます。

3点ほどお伺いしたいんですけど、まず1点目なんですけど、直営となるということで、例えば今雇用されている、働いてみえる方、これは今後どうなるかということと、それとあと、今湯めぐり館でレンタル自転車があると思うんですけど、観光客の方とか本当にいつも利用されて、遠いところまで便利な観光の足となってみえるんですけど、それは今後どうなるかということと、あと関連ですけど、下呂駅前観光案内所がありますよね。あそこも今、観光協会の委託でやってみえると思うんですけど、それも今後も業務は委託業務でやるのか、それとも何かあるか。その3点についてお答えください。

○観光課長（今井寛司）

現在、駅前の下呂市総合観光案内所につきましては、下呂温泉観光協会に業務委託契約でお願いしております。

湯めぐり館の運営に関しましては、指定管理者である下呂温泉観光協会と協議を重ねてまいりましたが、その中で観光客へのサービス提供ですとか、運営体制における様々な課題が見えてきております。このような状況を踏まえ、駅前案内所についても湯めぐり館と一体的に市の直営で運営をしたほうがよいのじゃないかという御要望ですとか御意見をいただいております。

つきましては、両施設を一体として、次年度からは駅前案内所についても業務委託契約を結ばずに直営へ移行する方針で検討を進めております。

直営化の目的に関しましては、大きく3点ございます。

1点目は、行政サービスの向上です。

市の職員が観光客の生の声を直接お伺いすることで、施策の立案に役立てていきたいと考えております。

2つ目は、運営の効率化です。

どちらの建物も年中無休であるという条件も踏まえまして、2つの施設を一体的に運営することで効率的なシフト編成を可能とし、スタッフの相互融通にもつなげて柔軟な運営体制を構築したいと考えております。

3つ目に、現在、湯めぐり館と駅前案内所の職員は、ともに下呂温泉観光協会で雇用されておられまして、今回の改編で湯めぐり館のみを市直営としますと、職員間での処遇の差が生じるという課題もあります。そこで、湯めぐり館と駅前案内所の両方の職員を市が会計年度任用職員として直接雇用することで、業務に携わる全職員の処遇を統一することができ、雇用の安定と市職員としての身分保障を確保されます。職員の意欲向上と質の高いサービス提供のために、両施設一

体での職員化が必要であると判断しております。

あと、現職の職員の方々への対応につきましては、公募の際、御応募いただけましたら、その知見ですとか案内所職員としての経験値を評価の対象として、十分に考慮したいと考えております。

最後に、レンタサイクルにつきましても需要がありますので、引き続き事業を継承していきたいというふうに思っております。以上です。

○委員（田口琢弥議員）

どうもありがとうございます。

あっちもこっちも本当にばらばらの経営というか運用よりも、一つで統一されたほうがいいし、本当に窓口に座ってもらって直接声を聞くということは本当に大事なので、これはぜひとも来年度からは直営でやってほしいと今思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員（今井政良議員）

おはようございます。

ちょっと何点か聞きたいんですが、今まで指定管理で施設を建設されて運営されてきたわけなんですけど、今ここへ来て市直営ということで、ふだんから行くと逆のような構想だと思うんですね。今まで地元でやる気があって、そういった組織の中で運営したいからというようなことでこの施設が始まったと思うんですが。あと市で直営した場合に職員の問題も出てくると思いますし、今話を聞くと、市の直営のほうがニーズに合った運営ができるような答弁をされておるわけなんですけど、この施設での指定管理、観光協会から、例えばもう指定管理はできないというような、多分話の中で来たんじゃないかなと思うんですが、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○観光課長（今井寛司）

経緯に関しましては、協会からそういった話をいただいたというよりは、どちらかといいますと、これまで立ち上げから4年間、下呂温泉観光協会が指定管理者として運営をしてきていただいて、しっかりとあそこの機能を果たしてきてもらっています。

案内所に関しては情報の提供の場、また交流センターに関しても、情報提供とそれから休憩とか憩いのスポットとして使ってきておりますが、行政として100万人来るお客様の中で年間10万人があそこを訪れるということで、単なる休憩とか観光案内だけではもったいないということもありまして、それに加えて特産品の振興ですとかふるさと納税のPR、それから先ほど来申し上げましたように移住・定住ですとか、物産、「げろぐるくん」とかの展示ですとか試験販売、あと訪問者が帰宅後に購入できるような仕組みとか、もっともっと幅広く運営をしていきたいということで、下呂温泉観光協会と話し合いました、じゃあ市が直営でもっと横断的にやってみようよという話になって、今回、直営化に向けて準備しているというところです。

○委員（今井政良議員）

分かりました。

今の話でいきますと、市のほうからそういった話を持ちかけたというようなことで解釈しているかと思いますが、ただ先ほどちょっと尾里委員からもありましたように、あの施設、直営でやりますので、今までどおりのような運営の仕方では同じだと思うんですね。

キッチンカーとか、そういったものについて、市民の店というか、そういった方々の使用は基本的にはないという話だったんですけど、僕は逆にああいった、今、下呂市内でもキッチンカーはかなりのメニューを持って、いろんなイベント等には参加していただいております。やっぱりそういった新しい企業というか起業ですね。そういった方々を、特に土・日は非常に大きな大勢の方があの施設に来てみえますので、逆に言えば、ああいったやられてみえる方々をあの場所でぜひ運営というか、やっていただいたほうがどうかと思うんです。

ただ、周りの店舗が非常にそういった人たちが来ると売上げが下がるとか、いろんなこともあるかと思いますが、やっぱり僕が思うには、やはり全市民型の施設で、特にこれから市営で直営でやるということになれば、市民参加の施設で、今までと違った新たな形の中で運営していくべきでないかなと思います。

何億もかかったあの施設です。当初の建設から見ますと、今、直営でやられるということは、これは180度も変わったような形の中での運営になると思います。やっぱりその辺を考慮してもらって、ぜひキッチンカー等も入れていただいて、その人たちも会員に入ってもらって運営していただくと。ただ使うだけでなしに、掃除やとか管理も一緒になってあの施設を活用してもらえよう施設にしていきたいと思いますが、その辺についてのお考えをお願いします。

○市長（山内 登）

ちょっと物の言い方がそういう形になってしまって、観光課長のほうからはそういうところには使わないという話なんです。我々公的な機関として今後使うことになります。

まず最初から言いますと、観光協会から言ってきたのではなくて、我々からこの使い道については、もう少しいろんな幅広の使い方をするためには、観光協会というのはやっぱり観光に特化した団体ですので、どうしてもそちらのほうの話になってしまうということで、我々のほうから、この施設については、我々のほうで管理をさせていただきたいという話を持っていったのがまず1点。

あとは今、尾里委員がおっしゃった、11番委員がおっしゃった、利用料とかそういう話になると、単純な営利目的、ただただ営利目的だけであそこを使うことについては、これはなかなか難しいということを観光課長は言っただけであって、これの本来の目的は観光とか商工とか物販とか、そういう物産の振興、そういう全体のことを我々がそこを使っただいて、今委員がおっしゃるように、いろんな方が使っただいという目的で立ち上げていますから。先ほどそのように皆様方が解釈したならば、そこはちょっと訂正させていただきますが、我々、例えば商工とかいろいろところから話があるイベントの中で、イベントということは観光事業の中で、そこにキッチンカーとかが出てくることについては、我々は何らそれを駄目だと言うつもりもありませんし、逆にどんどんそういうキッチンカーとかも募集をかけて、そこでやっていただきたいとい

うふうに思っていますので、ちょっとそこら辺は全く真逆の話になりますが、営利目的、単なる営利目的でそういうお店の方に使わせるということはちょっと難しいんですが、市全体の観光全体の、また商工全体の中でキッチンカーを設置するという御希望があれば、その中の枠の中では全然問題がありませんので、今後ともそこに常にキッチンカーがおるようなということは、単純に言えば常にイベントをやっていたらいいわけですから、そういう形で我々はいろんな方に使っていただける。それも無料で使っていただけるような方向で検討しておりますので、その点だけ誤解のないようにしていただきたい。

今、13番委員が御希望の筋に沿った内容で我々も進めていきたいと思っています。

○委員（今井政良議員）

ありがとうございました。

そういった形の中で施設の有効活用をしていただきたいんですが、ちょっともう一点だけお聞きします。

今のあの施設は、観光協会等のいろんな組織の中で提案されて建設されたと思うんですね。今後市営でやる場合に、あの施設、改修とかいろんなことが多分行われるんでないかなと思うんですが、そういった施設の改修、そういった増設、そういった点は、今後直営をやる場合にあり得るのかなのか、その辺だけちょっとお聞かせください。

○観光課長（今井寛司）

あの施設に関しましては、都市再生整備計画にのっとって補助金を受けて建設した観光交流センターという位置づけであります。したがって、改修等に関しましては、切ったりとか壊したりとか、そういったものに関しましては補助金の返還対象になり得るということでございますので、建設から10年間はそういった改修はできないということがあります。

ただ、それ以外の、増やしたりとか見栄えを変えたりとか、そういったことに関しては、備品をしつらえたりとか、そういうことはありますけれども、基本的には大規模な改修は当面ないということであります。

○委員（今井政良議員）

最後だから。

○委員長（田中喜登議員）

簡潔に。

○委員（今井政良議員）

ありがとうございました。

せっかくあの施設を造ったわけですので、直営でやられる以上、今以上に市民も活用していただいたり、観光客はもとよりですが、どうかいい施設になるように執行部の方で進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○市長（山内 登）

1点だけ言いますが、あの施設を造ったときも、市全域のいろんな方々に使っていただけると

いこの大きな目的ではあったんです。ただ、当時は観光協会さんにこうやって指定管理を委託したという中でも、本当は全域の中で使いたい。本来はやっぱり市が4年間やっていただいた中で、4年か3年ぐらいやっていただいた中で、本来はやっぱり市がイニシアチブを握って、例えば今、尾里委員がおっしゃった馬瀬とかいろんなどの、小坂のアユをあそこで物販するにしても、これは完全にそういう単なる営利目的ではなくて、そういう各地域エリアの観光資源をここで紹介して、そして幅広く、そしてさらに発展させていこうというのが目的ですから、そういう意味でいうと、市がこの場所を管理しておったほうが、例えばふるさと納税の返礼品も、あそこで一大イベントを行うとか、木工品のそういう大会をするとか、そういうことになると、やっぱり観光協会さんではなかなか仕切れないというところがあったものですから、ここは市が握って、そしていろいろな、金山エリアのいろんなどの展示とか、そういうのを我々がよりやりやすいような、そういう形でやっておりますので、そのように御理解していただければというふうに思っています。当初から観光協会ありきでやっていたわけではないということで、本来の姿に戻ったんだということを御理解いただければと思います。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第123号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第124号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○観光商工部長（小池雅之）

よろしくお願ひいたします。

議第124号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

条例要綱にて説明いたしますので、107ページを御覧ください。

改正理由でございます。

下呂温泉合掌村の施設に変更が生じたため、当該条例を改正するものです。

2. 概要です。

(1) 歳時記の森の事務所1棟を削除します。別表第1関係でございます。

現在、オーガニックワークプレイスとして活用いたしております同事務所を、平成30年3月に行政財産に移管した折、合掌村の施設から削除する必要がございましたが、削除されていないことが判明したため、これを削除するものです。

(2) この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第124号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、議第124号についての質疑を打ち切ります。

今回、付託案件が大変多うございますので、ここで休憩を取ります。再開はあの時計で10時55分からといたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（田中喜登議員）

再開します。

続いて、議第125号 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○下水道課長（谷田部武一）

それでは、議案書108ページをお開きください。

議第125号 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和7年11月28日提出。

提案理由ですが、災害その他非常の場合にあって、給水装置工事または排水設備工事に係る指定工事事業者等の確保が困難と判断される場合は、宅内配管を復旧するとともに、被災地における給水装置工事等の適正な実施を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

次に、111ページ、条例要綱を御覧ください。

1. 改正理由ですが、提案理由と同じです。
2. 概要です。

(1)災害その他非常の場合においては、他市町村の指定工事事業者が工事の実施をできるものとしします。

(2)この条例は公布の日から施行します。

次に、今回の条例改正の経緯や背景について説明いたします。

現在、多くの自治体では、上下水道の宅内配管工事については、管理者が指定した業者しかできない制度、指定店制度となっていますが、令和6年に発生しました能登半島地震では、本管は比較的早く復旧したものの、宅内配管工事が進まなかったため、断水などが長期化しました。その要因として、被害規模に対して地元指定店の数が少なかったこと、また指定店自身の被災により、宅内配管工事事業者の確保が困難になったことが挙げられています。

そういった教訓から、国土交通省では、全国の上下水道事業者に対して、大規模災害時において地元指定店の確保が困難となった場合、他地域の業者でも宅内配管工事が実施できるような条例等に改正してほしいとの技術的助言を発出され、今回それに基づいて改正するものです。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第125号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で議第125号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第126号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○消防総務課長（中田邦博）

議案書の112ページを御覧ください。

議第126号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容は条例要綱で説明させていただきますので、114ページを御覧ください。

1. 改正理由です。

下呂市消防団の団員数の減少に伴い、当該条例を改正するものです。

2. 概要です。

(1)は第2条第1項関係になります。

消防団員の近年における減少傾向に対応するため、団員の定数を1,230人から100人減の1,130人に改めるものです。令和7年12月1日現在の消防団員数は1,034人です。

(2)は第2条第1項関係で、各号では消防団員の種別とそれぞれの定数を定めています。団員の種類には基本団員及び災害支援団員がありますが、このうち同項第1号に定める基本団員の定数を1,160人から100人減の1,060人に改めるものです。令和7年12月1日現在の基本団員数は1,018人です。

(3)は附則関係で、この条例は令和8年4月1日から施行します。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第126号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続きまして、議第127号 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○消防総務課長（中田邦博）

議案書の115ページを御覧ください。

議第127号 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、改正内容は条例要綱で説明させていただきますので、117ページを御覧ください。

1. 改正理由です。

3署ある消防署を中消防署1署体制とし、消防署内の人員配置を柔軟に行えるようにするため、当該条例の一部を改正するものです。

2の概要です。

概要の1点目は、第4条関係の消防署の名称と管轄区域を改めるものです。

下呂市消防本部内における消防署としての名称がつくものを、現在の3署から中消防署の1署といたします。また、管轄区域については、現行の中消防署の旧下呂町区域から下呂市全域に改めます。

現行の北消防署、南消防署及び小坂分署につきましては、新体制となる中消防署の内部組織として再編し、名称をそれぞれ北分署、南分署及び小坂出張所に変更いたします。

この改正により、24時間勤務する隔日勤務者の突発的な病休や育児休暇等の人員不足に陥った際も、人事異動の辞令を待たず内部組織間で柔軟に人員を配置でき、消防体制の維持強化を図る効果がございます。また、この内部組織に関する改正につきましては、この条例ではなく、下呂市消防署の組織に関する規定にて定めるものでございます。

概要の2点目は附則関係で、この条例は令和8年4月1日から施行します。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第127号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、議第128号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○予防課長（細江康一）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書の118ページを御覧ください。

議第128号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について。

詳細については条例要綱で説明いたしますので、124ページを御覧ください。

1. 改正理由でございます。

林野火災の予防に関する基準、火気使用設備及び住宅における火災予防の推進を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要でございます。

(1) サウナ設備を簡易サウナ設備及び一般サウナ設備に分け、その定義や離隔距離を定めることとします。第7条の2、第7条の3、第49条関係でございます。

(2) 火災警報の根拠法令を明確化し、林野火災注意報を定めるものとします。第29条、第29条の8関係でございます。

(3)住宅における火災予防の推進事項に感震ブレーカーを追記します。第29条の7関係でございます。

(4)火災と紛らわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届出に、たき火が含まれることを明確にします。第50条関係でございます。

(5)この条例は令和8年1月1日から施行します。ただし、第7条の2、第7条の3、第29条の7及び第49条の規定は令和8年3月31日から施行します。附則関係でございます。

以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第128号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、議第129号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

それでは、議案書の125ページをお願いいたします。

議第129号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和7年度下呂市一般会計は令和7年度下呂市水道事業会計へ92万3,000円、繰り出しするものとする。

提案理由です。

料金収入等の全ての収入を充てても不足する簡易水道事業債元利償還金に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて議決を求めるものであり、今回、令和7年度水道事業会計補正予算（第2号）におきまして、元利償還金が243万4,000円増額となり、この増額のうち92万3,000円を繰り出し基準を超えて繰り出しするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第129号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

それでは、当委員会に審査を付託されました議第105号、議第106号の2議案、議第113号から議第119号までの7議案及び議第123号から議第129号までの7議案、合わせて16議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第105号、議第106号の2議案、議第113号から議第119号までの7議案及び議第123号から議第129号までの7議案、合わせて16議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第105号 市道の路線認定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第105号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第106号 市道の路線変更について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第106号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第113号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第113号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第114号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第115号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第115号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第116号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第117号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第117号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第118号 下呂市行政組織条例等の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第118号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第119号 下呂市表彰条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第119号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第123号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第123号については全会一致で可決すべきものと決しました。
続いて、議第124号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第124号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第125号 下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第125号については全会一致で可決すべきものと決しました。
続いて、議第126号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第126号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第127号 下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第127号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第128号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第128号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第129号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決するこ

とに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第129号については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前11時14分 終了